

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年7月18日第36回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹

鮫島安平・上妻廣美・花野進・鎌田正司

森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・増野幸孝

平山信一郎・美原康幸・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

中崎和行・秋田澄徳

欠席推進委員

梶原哲朗・松原浩則

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願いについて

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第36回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員、11番秋田委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。出席委員は13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、2番梶原推進委員、4番松原推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番花野委員、9番上妻委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転3件, 筆数6筆, 面積9,570㎡, 田396㎡ 畑9,174㎡。貸借権2件, 筆数2筆, 面積7,105㎡ 畑7,105㎡。計, 件数5件, 筆数8筆, 面積16,675㎡, 田396㎡, 畑16,279㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため, 許可要件を満たすと考えます。ご審議の程, 宜しくお願い致します。

(議長)ここで, 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, 7番池山推進委員の退室をお願いします。

(7番池山推進委員が退室)

(議長)順位1について, 担当調査委員の9番上妻委員から説明をお願いします。

(9番委員)はい, 9番上妻です。議案第1号順位1について説明を致します。去る7月9日, 午前9時に譲受人, 池山久志さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字〇〇, 字〇〇, 地番〇〇〇〇-〇, 地目畑, 面積〇〇〇㎡。同字, 地番〇〇〇〇-〇, 地目畑, 面積〇〇〇〇㎡, 同字, 地番〇〇〇〇-1, 地目田, 面積〇〇〇㎡です。譲渡人, 住所鹿児島市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地, 池山久志さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人は, 親戚関係になります。場所につきましては, 5ページをお願いします。旧国道58号線を〇〇集落から西の方へ〇〇〇線を〇〇〇mほど行きますと〇〇〇〇さん宅があります。そのお宅の裏手の方に大字〇〇, 地番〇〇〇〇-1の田があります。そして, 〇〇さん宅から上の方に元の〇〇線があります。そこを約〇〇〇m行きますと右手の方に畑2筆があります。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1については, 許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって, 議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1については, 許可することに決定しました。

(7番池山推進委員入室)

(議長)次に, 順位2について, 担当調査委員の12番森山委員から説明をお願いします。

(12番委員)はい, 12番森山です。議案第1号順位2について説明を致します。去る7月

8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。譲渡人、住所福岡県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇〇〇〇〇〇〇Ⅱ〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人の関係は、3年ほど前から、この農地を貸しておりまして〇〇さん本人は島外で農地の管理が出来ないということで、いっそ農地を現在耕作している〇〇さんに譲りたいと言う意向で今回の申請となっております。場所につきましては、6ページをお願いします。〇〇公民館の隣に〇〇商店がございますが、その〇側の方に町道〇〇、〇〇線があります。その道と〇〇の隣に町道〇〇線がありますが、そことの交差点、〇〇公民館から約〇〇〇mほど行った所の角地に位置する農地となっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番鎌田です。議案第1号順位3について説明を致します。去る7月7日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人は、兄弟になります。場所につきましては、6ページをお願いします。〇〇さん宅から〇へ〇〇〇mほど行った所に位置しております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位4について、担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番鎌田です。議案第1号順位4について説明を致します。去る7月8日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。貸人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が新規就農となっております。貸人と借人は、親子になります。貸借の内容については無償による貸借期間5年間の使用貸借権の設定となっております。場所につき

ましては、7ページをお願いします。〇〇〇集落から〇〇〇〇〇の手前に〇〇線への四差路がありますが、そこから〇〇集落の方へ〇〇〇mほど行った所の道路沿い〇側に位置しております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位5について、担当調査委員の6番鮫島委員から説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番鮫島です。議案第1号順位5について説明を致します。去る7月7日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。貸人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が高齢のため管理不能、借人が経営拡大となっております。貸人と借人は親子になります。貸借の内容につきましては、無償による貸借期間5年間の使用貸借権の設定です。場所につきましては、7ページをお願いします。〇〇〇公民館から〇〇商店を通り〇〇〇mほど行きますと〇〇〇〇さん宅があります。その自宅の裏の道から〇〇〇mほど行った所の左側の農地でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号の順位2から順位5については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件、貸借権2件の順位2から順位5については、許可することにしたしました。次に、日程第4、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の4ページをお開きください。議案第2号非農地証明願い順位1について説明致します。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、地積〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇。申請理由は、土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成10年以前から耕地として利用せず、現況は雑種地となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番鎌田です。議案第2号、順位1非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般7月10日午後1時30分より、濱協会長、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会の下、

現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇〇〇のすぐ〇側になります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成10年以前から耕地として利用せず現況は雑種地となっております。耕作しなくなつてから24年以上経っていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の9ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和5年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数8件、筆数12筆、変更面積37,301㎡、契約年数5年から10年間の合意解約になります。詳細につきましては、10ページから20ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから順位1から順位7について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位1から順位7については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の順位1から順位7については、承認することに決定しました。

(議長) ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、13番永浜委員の退室をお願いします。

(13番永浜委員が退室)

(議長) これから貸借権順位8について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号順位8については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の貸借権順位8については、承認することに決定しました。

(13番永浜委員入室)

(議長) 次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」

を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の21ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年7月31日を公告日とする利用権設定, 所有権移転1件, 筆数28筆, 貸借権4件, 筆数8筆, 面積76,906㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については22ページから36ページに添付してあります。なお, 貸借権順位2から順位5については, 中間管理事業法の集積一括方式による貸借で, 配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長) これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については, 承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は, 承認することに決定しました。

(議長) これで, 本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第36回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。